

## 人事院勧告についての組合への説明会開催される (9/1)

### 2015年人事院勧告 (8/6) は、月例給 0.36% 一時金 0.1月改善

9月1日 (火) 午後、人事課長による組合への「人事院勧告内容説明会」が開催されました。大学側は梅田人事課長の他に大田・都築両副課長等が出席し、組合側は鴨崎委員長・森下書記長等5名が対応しました。これは、人事院が政府と国会に対して、8月6日に「国家公務員の給与に関する勧告及び職員の勤務時間改定に関する勧告ならびに関連する勧告」を行ったことを受けたものです。

冒頭、松尾服務管理係長から資料 (「給与勧告の骨子」等) にもとづき、人事院勧告についての説明が行われました。なお、説明会当日の午前中に開催された部局長会議でも同様の内容を説明したとのこと。

#### ◇給与改定勧告の要旨は以下のとおりです ~人事課説明資料による~

##### <月例給>

###### (1) 俸給表

###### ① 行政職俸給表 (一)

初任給は、民間との間に差があることを踏まえて1級の初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することになることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定 (平均改定率 0.4%)

###### ② その他の俸給表 行政職 (一) との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職 (一) の引き上げを踏まえ、各号俸について1,000円引上げ。

###### (2) 初任給調整手当

医療職俸給表 (一) の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

###### (3) 地域手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5~2%引上げ

##### <ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.10月分→4.20月分

民間の支給状況などを踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

【実施時期】 月例給: 平成27年4月1日 ボーナス: 法律の公布日

##### <その他平成28年度において実施する事項(一部)>

###### ●単身赴任手当の支給額の改定

基礎額を平成28年4月1日から4,000円引上げ、30,000円に改定

加算額の限度について基礎額の引き上げを考慮して、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円に改定



#### ◇以下、人事課との質疑を紹介します

[組合] ボーナスを0.1月引き上げることとされたが、改定分はすべて勤勉手当となっている。なぜ、期末手当ではなく、「勤勉手当」とされたのか、その理由を説明いただきたい。

[人事課] 人事院総裁から内閣総理大臣等宛の報告別紙第一の10頁に「支給月数の引き上げ分の期末手当及び勤勉手当への配分にあたっては、民間の特別級の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当に配分することとした」と書かれている。

[組合] 民間が総て同様ということではないだろう。把握しているのか。

[人事課] 追って連絡したい。

[組合] 民間給与との較差 (1,469円) にもとづく改定の内訳は「俸給 280円、地域手当 1,156円、はねかえり分 33円」となっている。「山口大学は地域手当の支給対象外であり無関係 (人事課)」とのことだが、改定額は280

円を上回っている（行政職一表の場合、若手 2,500 円。その他は 1,100 円）。どういうしくみなのか。もっと分かりやすい説明を求める。

[人事課] ただちには説明しがたい。確認した上で、後日説明したい。

[組 合] 給与以外にも人事院は勧告・報告をしたが、今回説明がないのは何故か。元々、勤務時間等は独自の制度運用を進めているということで外したのか。

[人事課] 仰せのとおりだ。それはともかく、フレックスタイムについて組合はどうお考えか。

[組 合] 国公労連としては、基本的には賛同していない。国公労連の資料は後で差し上げる。

なお、人事院中国事務局による説明会が広島で 8 月 12 日に開催されたにもかかわらず、山口大学からは参加していないことが明らかとなりましたが、ことあるごとに「人勤に準拠して」としてきた大学当局が、人事院からの直接の説明を聞いていないことは理解に苦しむものです。確認したところでは、少なくともここ数年は参加していないとのことです。

大学側は「給与法改正後の対応となる」とし、組合は「交渉により決めるべきこと、別途交渉することになる」としました。

## 人勤についての説明終了後、以下のやりとりが行われました～給与明細 WEB 化・ パワーハラ・附属病院看護師への時間外手当遡及支給問題・君が代斉唱要請問題等

### ○給与明細の WEB 化についての説明（人事課より）

- ・工学部技術部の協力を得て、給与情報の方で 12 月を目処に準備を進めている。
- ・あくまでも本人の希望・承諾を前提としたもの。学内限定で閲覧可能なものを考えている。
- ・看護師等は PC の個人使用がないこともあり、むづかしいかと思っている。

### ○パワーハラスメント根絶（組合より）

- ・パワーハラスメント根絶について、3 月に要求書を提出し、6 月に回答をもらった。しかし、決して十分なものではなく、くみあいニュースで一定程度批判した。当面、懇談の場を設定いただきたい。場合によっては交渉となる。

⇒人事課：了解した。

### ○附属病院看護師等に対する時間外手当遡及支給について（組合より）

- ・労基署が入り、遡及支給したと。どういう状況だったのか。重大な問題、管理監督者の処分はどうだったのか。

⇒人事課：電子カルテの記録などに基づいて時間外手当を支払ったようだ。看護部長及び副看護部長等が厳重注意された。

- ・時間外手当を遡及支給された員数と支給総額を示していただきたい。また、「処分」の結果についても。

⇒人事課：承知した。

### ○君が代斉唱要請問題（組合より）

6 月に「君が代問題」について申し入れ書を提出した。その後、大学としての動きはどのようなのか。

直接の担当は総務課であろうが、確認の上、連絡していただきたい。

⇒人事課：了解した。

## 「平和安全法制⇔安保関連法案⇔戦争法案」反対の声、さらに広がる

### 国会周辺には 12 万人（延べ 35 万人） 全国 300 カ所以上で



8 月 30 日の日曜日、戦争法案に反対し廃案を求める全国一斉行動が行われました。この行動は海外のメディア（英国 BBS、中東アルジャジーラ等）でも大きく報道されました。BBS は「第二次世界大戦後始めて、日本の軍隊による海外での戦闘を可能にするもの」とし、アルジャジーラは「平和主義の数十年を経て、保守政権は今、自衛隊が海外で戦闘できることを欲している」「国民は軍国主義と闘うために街頭に繰り出している」と報じています。国内では NHK の報道姿勢に批判の声が広がる中、海外メディアの積極的報道姿勢は対照的です。

山口県では、これに先立つ 8 月 29 日の土曜日、午後 4 時から県下 9 カ所で抗議集会が開催され、参加者は延べ 2,100 人以上となりました。山口市の行動は市民会館小ホールで行われましたが、会場はただちに満席となり、会場の外にも人が溢れていました。集会后、市内中心部を「パレード」し、市民への訴えが行われました。